

実績評価書様式

資料2-1

(厚生労働省29(Ⅷ-3-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅷ-3-1)												
施策の概要	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。</p> <p>2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。</p>												
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>1. 援護の対象者の高齢化が進む一方、依然と多くの方が援護を受けており、援護法に基づく事務を迅速かつ適切に処理することが課題である。</p> <p>2. 戦後70年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。</p>												
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求額						
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	18,816,173	16,420,802	14,134,956	12,244,864	10,221,930						
	補正予算(b)	-634,171	-329,321	-94,816	-91,171								
	繰越し等(c)	8,689	3,787	-1,609	1,055	8,751							
	合計(a+b+c)	18,190,691	16,095,268	14,038,531	12,154,748	10,230,681							
	執行額(千円、d)	18,002,563	15,852,596	13,819,526	11,693,248								
関連税制													
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	-	-	-										
測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
		<ul style="list-style-type: none"> 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。 目標値については、過去5年間(平成24年度から平成28年度)の平均した処理状況が92%であることから、この水準以上を設定する。 											
		基準値	実績値					目標値					
		平成24年度から平成28年度年	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	毎年度					
		92%	98.8%	97.3%	96.7%	94.5%	93.7%	93%					
		年度ごとの目標値	92.6%以上	92.6%以上	92.6%以上	92.6%以上	93%以上						
	指標2 昭和館の入館者数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
		<ul style="list-style-type: none"> より多くの方が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。 											
		基準値	実績値					目標値					
		一年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	毎年度					
		—	306,295人	370,311人	525,056人	353,600人	462,249人	前年度以上					
	年度ごとの目標値		前年度(290,244人)以上	前年度(306,295人)以上	対前年度10%増(407,342人以上)	前年度(525,056人)以上	前年度(353,600人)以上						

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標3 しょうけい館の入館者数		実績値						目標値	主要な指標	達成
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	毎年度			
		107,105人	122,067人	147,450人	118,056人	125,478人	前年度以上			○
年度ごとの目標値		前年度(131,437人)以上	前年度(107,105人)以上	対前年度10%増(134,273人以上)	前年度(147,450人)以上	前年度(118,056人)以上				
【参考】指標4		実績値								
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
		-	-	-	-	-				

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
	総合判定	(判定結果)A【目標達成】
		(判定理由)全ての測定指標において目標を達成し、主要な指標において目標を達成したため。
	施策の分析	(有効性の評価) 測定指標1については、請求者の高齢化に鑑み、迅速な支給につなげるため、援護年金及び弔慰金の事務処理の改善に努めてきた結果、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定処理した割合で目標の93%以上を達成した。なお、6ヶ月以内に裁定処理をできなかった事例は、請求者が高齢化し追加資料の準備に時間を要するようになってきたことや、請求者の死亡等による相続人請求の切り替えのための書類整備等に一定の時間がかかった等のやむを得ない事情によるものである。 以上を踏まえ、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されていると評価できる。 測定指標2及び3については、新聞広告や広報誌等による広報活動や学校関係者への来館の働きかけ、魅力ある企画展の開催などに取り組んだ結果、平成29年度の入場者数が平成28年度を上回り、前年度の実績値以上という目標値を達成した。 以上を踏まえ、戦没者遺族、戦傷病者等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。
		(効率性の評価) 測定指標1については、援護年金等の事務処理にあたって、請求から審査・裁定にいたるまでの記録をシステムで一元的に管理すること等により、審査・裁定事務の迅速化・効率化を図ってきた。その結果、事務費を削減しつつ迅速な裁定をすることができ、効率的な事業の実施ができたと評価できる。
		測定指標2及び3については、老人クラブや小・中学校などに対象を絞って広報活動を実施した結果、事業費増加を抑制しつつ入館者を増やすことができ、入館者一人あたりのコストを削減できた。 以上のことから、効率的な事業の実施ができたと評価できる。
次期目標等への反映の方向性		(現状分析) 測定指標1については、評価対象期間を通じて目標を達成しているが、請求者のさらなる高齢化等により事実確認が困難になっていることが課題である。もとより援護年金等は、先の大戦の際、国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者(軍人、軍属、準軍属)が、公務等により負傷・罹病又は死亡したことに対し、国が国家補償の精神に基づき援護するものであり、引き続き着実に実施していく必要がある。
		測定指標2及び3については、前年度実績を上回るよう取組みが続けられ、概ね目標が達成されていると評価出来る。戦後70余年が経過し、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代に伝えていくことが課題であり、引き続き、戦中・戦後に国民が体験した労苦の記憶を風化させることのないよう、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した国民生活上の労苦を確実に次世代に伝える必要がある。
		(施策及び測定指標の見直しについて) 測定指標1については、各年度で目標を達成しているものの、請求者の更なる高齢化や戦後70年以上が経過したことで当時の事実確認が困難になっており、裁定までの所要期間が長期化する傾向にあるため、目標値は93%で据え置くこととした。
		測定指標2及び3については、平成30年度においても、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるため、引き続き、現在の取組を続ける。
次期目標等への反映の方向性	(予算要求について) 測定指標1については、援護年金等の受給者が減少傾向にあるため、受給額の減少等を踏まえた見直しを行う。	
		測定指標2及び3については、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるため、引き続き、必要な予算要求を続ける。
	(税制改正要望について) <u>(平成31年度予算概算要求を行った後に記載する)</u>	
	(機構・定員について) <u>(平成31年度予算概算要求を行った後に記載する)</u>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none">・戦傷病者戦没者遺族等援護法 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=327AC0000000127・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000100・昭和館HP http://www.showakan.go.jp/・しょうけい館HP http://www.shokeikan.go.jp/index.html
----------	--

担当部局名	社会・援護局・業務課 社会・援護局援護企画課	作成責任者名	援護・業務課長 福田勲 援護企画課長 矢田真司	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	---------------------------	--------	----------------------------	----------	---------